

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ⑦自然生息地

- 論点7.1「世銀ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」
- 論点7.2「保護区では事業を実施しない案件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否」

① レビュー調査結果

■ 世銀の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」への対応状況の確認

(1) 「リスク影響の評価」

- 借入人は、事業の実施による生息地及び生物多様性へのリスク及び影響を把握し、リスクや影響に対し、回避・最小化・軽減の順に対応する（mitigation hierarchyの適用）。（ESS6 para 9-12）
- 生態系や生息地に対する負の影響がみられる場合、借入人は生物多様性管理計画（Biodiversity Management Plan）を作成する。（ESS6 para 10）
- 回避最小化軽減を行っても重大な影響が残存する場合、生物多様性オフセットを実施する。生物多様性オフセットは、全ての技術的財政的に実施可能な回避、最小化、再生措置を行っても依然として重大な影響が残存する場合のみ、最終手段として実施される（ESS 6, para15）。生物多様性オフセットを実施する場合は、生物多様性の価値のno net lossもしくは望ましくはnet gainが達成されるよう、測定可能で、追加的、かつ長期の保全効果をもたらすよう実施される（ESS 6, para16）（ESS6 para 15-16）
「オフセットすることができない影響」が残る場合には事業は実施しない。（ESS6 para 18）
- 緩和策の実施に当たっては、precautionary approachを適用し、adaptive managementを行う。

（レビュー調査最終報告書p4-23, 4-24）

① レビュー調査結果

(2) 生息地区分及び事業を実施する場合に満たすべき条件

- ESS 6では、「生息地」は以下の3つに分類される。借入人は各々の要件を満たしながらプロジェクトを実施する。
 - ① 改変された生息地(Modified Habitat) (ESS6 para 19-20)
 - ② 自然生息地(Natural Habitat) (ESS6 para 21-22)
 - ③ 重要な生息地(Critical Habitat) (ESS6 para 23-25)
- 改変された生息地は、農地、植林地、沿岸埋立地、埋め立て湿地など人為的に生態的機能や種組成が改変された土地を指す。借入機関は改変された生息域の生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策を講じる
- 自然生息地は、生態的機能や種組成が人為的に改変されていない原生のままの生息域を指す。借入機関は技術的・財政的に実現可能な代替案がない場合、及び生物多様性のノーネットロス、また望ましくはネットゲインを達成する緩和策が実施される場合に事業を実施する。

① レビュー調査結果

(2) 生息地区分及び事業を実施する場合に満たすべき条件

- 重要な生息地においては、借入機関は以下のすべての条件を満たさない限り、いかなる活動も実施しない：
 - 1) 実行可能な代替案が他に無い場合
 - 2) 国内法制度や国際法で定められた手続きに則り採択された案件の場合
 - 3) 想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴わない場合
 - 4) 絶滅危惧IA類、絶滅危惧種、生息地域限定種の個体数が長期にわたり減少するような事業でない場合
 - 5) 事業が重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない場合
 - 6) 生物多様性のnet gain達成に必要なmitigation strategyが検討されている場合
 - 7) 実効性のある長期のモニタリングと評価が行われる場合上記が満たされる場合、緩和策を生物多様性管理計画に含めて借入人と合意する。

① レビュー調査結果

(3) 保護区の定義

- 保護区は政府により長期的な自然とその生態系サービスや文化的価値の保護を目的として指定された地域を指し、国際的に認知されている地域も含む。
- なお、世銀ESFは、国際的に認知されている保護区の例示として、UNESCO世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域（Key Biodiversity Area（以下KBA））、重要野鳥生息地（Important Bird Area（以下IBA））、ゼロ同盟地域（Alliance for Zero Extinction Sites（以下、AZE））が追加された。
- 保護区であっても、事業実施が禁じられている訳でなく、特定の条件を満たす必要がある。

① レビュー調査結果

(4) 保護区での事業実施要件に関する整理

- 「保護区」でプロジェクトを実施する場合やプロジェクトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわないよう配慮する。
- プロジェクト対象地が前述の3つの生息地区分のいずれかに該当し、さらに保護区にも該当する場合、借入人は、当該生息地での事業実施要件に追加して、保護区での要件を追加で満たす必要がある：
 - ✓ 当該事業の内容が法律上許可されていること
 - ✓ 当該地区の政府が認証した管理計画に一致する形で実施すること
 - ✓ 当該保護区の管理者やスポンサー、先住民族を含む被影響者、他の関係者と、事業の案件形成、設計、実施、モニタリング、事後評価の段階において必要に応じて、協議し、彼らの参加を確保すること
 - ✓ 必要に応じて追加的なプログラムを実施し、当該地区の保護目的と効果的な管理の推進と増進を図ること

① レビュー調査結果

(5) サプライチェーンに対するセーフガードポリシーの適用

世銀、IFCの対応は以下の通り

- 世銀ESS 6では、借入人が天然資源を購入する際、自然生息地または重要な生息地が著しく転換または著しく劣化する恐れがある地域から調達される場合、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認する。(ESS6, para38) また、借入人は、以下を認証・確認するシステムを構築する：①一次供給物の生産地、当該生産地が属する自然生息地のタイプを確認する、②可能な場合、自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる一次供給者からの調達しか行わないこと、③可能な場合かつ適切な期間内に、一次供給者を自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる供給者に変更すること。
- ただし、一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わることには留意が必要。(para 40)
- IFCは、世銀と同様、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認することが求められる。また、世銀ESS 6の3点に加えて借入人のprimary supply chainsの継続的なレビューが求められる。ただし、一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わることには留意が必要。(para 30)

② 包括的検討での検討ポイント

論点7.1 世銀ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照

1. ESS 6の生息地区分に基づくリスク管理手法の導入の要否、及び導入する場合の留意点

論点7.2「原則、保護区では事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否」

1. 論点7.1も踏まえて、原則、保護区では事業を実施しない要件から、FAQに示される条件の遵守を要件に実施することへ変更の可否

■ JICA FAQにおける保護区での事業実施の条件

質問	<p>「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか？</p>
回答	<p>(前略)</p> <p>このような地域でのプロジェクトの形成及び実施は、国際金融公社（IFC）等の規定を参考に、下記の条件全てが満たされる場合に限られます。</p> <p>(1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。</p> <p>(2) 同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められること。</p> <p>(3) プロジェクトの実施機関等が、同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守すること。</p> <p>(4) プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の地域コミュニティ、及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実施について合意が得られていること。</p> <p>(5) 同地域がその保全の目的に従って効果的に管理されるために、プロジェクトの実施機関等が、必要に応じて、追加プログラムを実施すること。</p> <p>(後略)</p>